

【年金特別徴収(年金天引き)の期別保険料額を平準化します】

過去に年間所得の増減などの理由で介護保険料額の変更があった方については、年金特別徴収(年金天引き)の期別保険料額について、4月、6月、8月に納付する金額と10月、12月、2月に納付する金額に差が生じる場合があるため、各期別保険料を極力均等にする平準化処理を実施します。

◎平準化の内容

確定した年間保険料額から、仮徴収期の4月、6月に納付した金額を差し引いた残額を、8月に納めていただく金額を調整することで、10月～翌年2月の3回の納付額を年額を6分割した場合の平均に近づくよう算定します。

日本年金機構等から通知される8月の天引き額と金額が異なりますが、本市から通知する金額が正しい天引き額となります。

平準化を行うことで、年間保険料額が増額、減額されるといったことはありません。

◎平準化の説明図

